

# 山梨県公報

第八十四号

令和二年

三月三十日

月 曜 日

## 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………一六二
- 山梨県議会議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表……………一六二
- 公安委員会
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一六五

## 目 次

○山梨県土地利用基本計画の変更……………	一四五
○医師確保計画及び外来医療計画の策定……………	一四五
○公立病院等の指定……………	一四七
○特定公立病院等の指定……………	一四七
○救急病院等の認定……………	一四八
○道路の区域変更(五件)……………	一四八
○道路の供用開始(四件)……………	一五〇
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(三件)……………	一五一
○建築基準法に基づく道路位置指定……………	一五一
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	一五一
○シルバー人材センターの住所及び事務所所在地の変更の届出……………	一五二
○収去飼料の試験結果の概要……………	一五二
○土地改良区役員の就任……………	一五四
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	一五四
<b>企 業 局</b>	
○山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………	一五四
○山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………	一五五
○山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………	一五六
<b>選挙管理委員会</b>	
○政治団体の名称等の届出……………	一五六
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	一六一
○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	一六一
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………	一六一
○個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除……………	一六二

### 山梨県告示第百二十号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は、山梨県総合政策部地域創生・人口対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図の変更
- 二 変更内容 計画図の変更
  - 1 北杜市における森林地域の縮小
  - 2 富士河口湖町における森林地域の縮小

### 山梨県告示第百二十一号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項の規定により、同条第二項第十号に掲げる事項を山梨県外来医療計画として、第十一号に掲げる事項を山梨県医師確保計画として次のとおり定めたので、同条第十八項の規定により告示する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課、各保健所及び各地域県民センターにおいて一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 計画の基本的事項
  - 1 計画策定の趣旨
 

医療法の改正により、これまで一般的に地域ごとの医師数の比較に用いられてきた人口十万人対医師数に代わり、全国ベースで医師の多寡を統一的かつ客観的に比較及び評価可能な新たな医師偏在指標に基づき、医師の偏在を是正する医師確保対策等を行うこととされたため、「山梨県医師確保計画」及び「山梨県外来医療計画」を策定した。

- 2 計画の位置づけ  
この計画は、医療法に定める医療計画の一部である。
- 3 計画の期間  
令和二年度を初年度とし、令和五年度を最終年度とする四箇年計画である。

二 医師確保計画の概要

1 医師偏在指標と区域

区分	指標	区域
山梨県	一二四・九	中間県
中北医療圏	二六〇・五	医師多数区域
峡東医療圏	一六三・一	中間区域
峡南医療圏	一七三・八	中間区域
富士・東部医療圏	一九四・二	中間区域

2 医師確保の方針

山梨県	区分	方針
中北医療圏	甲府市及び中央市	他の医療圏からの医師確保は行わず、他の医療圏又は同一医療圏内への医師派遣等による医師の偏在是正
	その他の市町村	同一医療圏内における医師派遣等による医師の偏在是正
山梨県		県内の医師の偏在是正及び将来の必要医師数の確保

峡東医療圏、峡南医療圏  
及び富士・東部医療圏  
中北医療圏からの医師派遣による医師の偏在  
是正及び将来の必要医師数の確保

3 施策

- (1) キャリア形成プログラムによる医師の配置調整や専門研修地域連携病院への指導医派遣に対する支援等の施策により地域偏在の是正を図る。
  - (2) 地域枠制度の継続や医師修学資金貸与制度の適切な運用等の施策により将来の必要医師数の確保を図る。
  - 4 産科及び小児科における医師確保対策  
本県は県全体及び各周産期医療圏、各小児医療圏とも、医師少数県又は少数区域に該当しないが、安定した医療提供体制を維持するために産科医及び小児科医の確保が必要なことから、既存の医師確保対策を継続し、安定的な医師の確保を図る。
- 三 外来医療計画の概要
- 1 外来医師偏在指標と区域

区分	指標	区域
中北医療圏	一〇八・〇	外来医師多数区域
峡東医療圏	一一一・〇	外来医師多数区域
峡南医療圏	一〇九・六	外来医師多数区域
富士・東部医療圏	一〇七・八	外来医師多数区域

2 新規開業者等への情報提供と要求

外来医師多数区域において新規に開業する医師には、外来医療に係る情報提供を行うとともに、当該区域で不足する外来医療機能（初期救急医療、在宅医療等）を担うことを求める。

3 医療機器の効率的な活用

医療機器の効率的な活用を図るため、CT、MRI、PET、マンモグラフィ又は放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）を新規に購入し、又は更新する医療機関には、共同利用計画書の提出を求める。

山梨県告示第百二十二号

公立病院等の指定（平成二十八年山梨県告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表を次のように改める。

名称	所在地
住吉病院	甲府市住吉四丁目十番三十二号
山角病院	甲府市美咲一丁目六番十号
HANA ZONOホスピタル	甲府市和田町二千九百六十八番地
回生堂病院	都留市四日市場二百七十番地
日下部記念病院	山梨市上神内川千三百六十三番地
韮崎東ヶ丘病院	韮崎市穂坂町宮久保千二百十六番地
峡西病院	南アルプス市下宮地四百二十一番地
三生会病院	上野原市上野原千八百八十五番地

山梨県告示第百二十三号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十四号）第四条第四号の規定により、次の施設を特定公立病院等として定め、令和二年四月一日から適用する。なお、特定公立病院等の指定（平成十九年山梨県告示第百六十九号）は、令和二年三月三十一日限り、廃止する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地	備考
山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号	専門研修基幹施設及び連携施設
甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地一	専門研修基幹施設及び連携施設
住吉病院	甲府市住吉四丁目十番三十二号	専門研修基幹施設及び連携施設
HANA ZONOホスピタル	甲府市和田町二千九百六十八番地	専門研修基幹施設及び連携施設
韮崎東ヶ丘病院	韮崎市穂坂町宮久保千二百十六番地	専門研修基幹施設及び連携施設
恵信韮崎相互病院	韮崎市一ツ谷千八百六十五番地一	専門研修基幹施設及び連携施設
峡西病院	南アルプス市下宮地四百二十一番地	専門研修基幹施設及び連携施設
巨摩共立病院	南アルプス市桃園三百四十番地	専門研修基幹施設及び連携施設
白根徳洲会病院	南アルプス市西野二千二百九十四番地二	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
加納岩総合病院	山梨市上神内川千三百九番地	専門研修基幹施設及び連携施設
日下部記念病院	山梨市上神内川千三百六十	専門研修基幹施設及び連携施設

山梨厚生病院	三番地	山梨市落合八百六十番地	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院
塩山市民病院	甲州市塩山西広門田四百三十三番地一	専門研修基幹施設及び連携施設	
笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番地一	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院	
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地	専門研修基幹施設及び連携施設	
富士川病院	富士川町鯉沢三百四十番地一	専門研修基幹施設及び連携施設並びに災害拠点病院	
身延山病院	身延町梅平二千四百八十三番地百六十七	専門研修基幹施設及び連携施設	

山梨県告示第百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年三月三十日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期限 令和五年三月二十四日

山梨県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道  
 二 路線名 甲府市川三郷線  
 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
中央市山之神字居村三五五一番一地从先から 中央市白井阿原字上河原五九番三地先まで	旧 二二・六 一三〇・四 新 二二・六 四八・〇	三二八・五

山梨県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道  
 二 路線名 韮崎増富線  
 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----	------------------	--------------

北杜市須玉町江草字上中田一〇二七三番一 地先から 北杜市須玉町江草字高畑一〇二八六番二地 先まで	新	旧
二六・四 四二・二	二四・八 四一・八	四三・五
四三・五		

**山梨県告示第二百二十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
山梨市市川字膳棚一六五三番一地先から 山梨市北字東上町一九〇番一地先まで	旧	五・二 一・二・四	二五二・二
山梨市堀内字堰間五二番一地先から 山梨市北字東上町一九〇番一地先まで	新	九・八 五〇・四	二五五七・五
山梨市市川字膳棚一六五三番一地先から 山梨市北字東上町一九〇番一地先まで	新	九・八 五〇・四	二六三五・七

四 区域変更の期日 令和二年四月一日

**山梨県告示第二百二十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
甲州市塩山上於曾字中沢二七八番四地先か ら 甲州市塩山上於曾字宮ノ窪三八二番一地先 まで	旧	二四・二 七四・〇	二六九・〇
	新	一七・五 五一・一	二六九・〇

四 区域変更の期日 令和二年四月一日

**山梨県告示第二百二十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 休息勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
甲州市勝沼町勝沼字東一九六六番一地先か ら 甲州市勝沼町勝沼字東二〇七五番一地先ま で	旧	六・四 一一・一	二八四・〇
	新	九・一 二七・六	三七四・〇

四 区域変更の期日 令和二年四月一日

新	九・一	三七四・〇
	二七・六	

**山梨県告示第百三十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	甲府韮崎線	甲府市丸の内二丁目一四七番地 先から 甲府市丸の内二丁目二番一〇地 先まで	五七・七	令和二年四月一日

**山梨県告示第百三十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日

県道	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
	甲斐中央線	甲斐市富竹新田字上北裏三三六 番一地从先から 甲斐市富竹新田字上北裏三六一 番二地先まで	一一六・〇	令和二年三月三十日

**山梨県告示第百三十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上於曾字堰口一五五 五番二地先から 甲州市塩山下栗生野字中田一五 九一番一地从先まで	八四六・五	令和二年三月三十日

**山梨県告示第百三十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
一般国道	四百十一号	北都留郡丹波山村字杉奈久保四 二〇六番一地从先から 北都留郡丹波山村字親川三九一	一九八・六	令和二年四月一日

五番一地先まで

### 山梨県告示第三百三十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府市川三郷線	甲府市太田町一八〇番地先から 甲府市伊勢二丁目二七〇四番一地先まで

### 山梨県告示第三百三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府笛吹線	甲府市太田町一八〇番地先から 甲府市太田町二七二番一地先まで

### 山梨県告示第三百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲府中央右左口線	甲府市幸町二二六〇四番一地先から 甲府市幸町二二六一〇番一地先まで

### 山梨県告示第三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和二年三月十九日
- 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下千番六十七及び千番七十三
- 指定道路の幅員 四・五メートル
- 指定道路の延長 三十四・九〇メートル

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 申請のあった年月日 令和二年三月十七日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人フアボール山梨
  - 代表者の氏名 野澤奈加子
  - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市緑が丘二丁目十二一六
  - 定款に記載された目的 この法人は、未成年者・高齢者及び障がい児・者に対し、権利擁護及び福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与すること

とを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年三月二十三日から同年四月二十三日まで

● シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第四項の規定により、シルバー人材センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

令和二年三月三十日

一 シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	区分	住所	事務所の所在地
公益社団法人富士五湖広域 シルバー人材センター	旧	山梨県富士吉田市上吉 田千四百一―四番地	山梨県富士吉田市上吉 田千四百一―四番地
	新	山梨県富士吉田市松山 千二百四十八番地	山梨県富士吉田市松山 千二百四十八番地

二 変更の年月日 令和二年二月二十五日

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和二年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎



<p>注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。</p>	同	JA東日本くみあい飼料株式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開三丁目	同	同	中部飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町	全国酪農飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝	製造事業場所等の名称及び所在地	<p>栄養成分に 関する 検査 結果の概要</p>	
	同	JA東日本くみあい飼料山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	同	同	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家塚	山梨県酪農業協同組合 中巨摩郡昭和町西条	収去の場所		
	甲斐ビーフ	子牛育成用はぐくみパワー	同	同	同	同	ニューメイクスター		飼料の名称
	令和二年二月	同	同	同	同	同	令和二年一月		（製造 輸入） 年月
	一三・五	二〇・九	一八・〇	二〇・五	二〇・六	粗たん白質 （%）	試験結果の概要		
	四・六	三・六	九・五	三・六	三・九	粗脂肪 （%）			
	七・五	七・二	三・三	四・六	五・四	粗繊維 （%）			
	三・九	六・五	三・七	七・三	五・七	粗灰分 （%）			
	〇・五五	一・〇一	〇・五一	一・二八	〇・八二	カルシウム （%）			
	〇・三九	〇・四六	〇・四四	一・〇五	〇・四六	りん （%）	備考		

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	鈴木幹夫	甲州市塩山下塩後六百二十七番地	令和二年三月十七日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字諏訪内五千四百四番一、五千四百七番、五千四百二十一番二、五千四百二十二番及び道の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市 堀内茂

企業局

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県公営企業管理者 佐 野 宏

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「第九号から第十六号まで」を「第八号から第十五号まで」に改め、同項第八号を削り、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十五条中第一項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「及び子ども手当」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表「電気事業会計勘定科目表」の「費用」の表中

報酬 賃金

「報酬

非常勤職員の給与等。臨時職員の給与等及び人夫の賃金等。」

非常勤職員及び臨時職員（昭和六十一年四月一日以前に在職していた者）の給与等。

臨時職員の任職年度（会計年度）の「報酬」及び「賃金」の項目に「非常勤職員の給与等及び人夫の賃金等」を併記する。

「賃金消費品費」を「消費品費」とし、同表「電気事業会計勘定科目表」の「建設仮勘定整理科目」の表中

「報酬 賃金」を「非常勤職員の給与等及び人夫の賃金等。」と改定する。

「報酬

非常勤職員、臨時職員の給与等。

「賃金

非常勤職員、臨時職員の給与等。

臨時職員の給与等。

「報酬  
賃金」  
を削る。 同表「温泉事業会計勘定科目表」の「費用」の表中

「報酬  
賃金」  
に改  
非常勤職員の給与等及び  
臨時職員の給与等。  
人夫の賃金等。

「報酬  
賃金」  
を削る。 同表「建設仮勘定整理科目」の表中

「報酬  
賃金」  
に改め、同  
非常勤職員の給与等及び  
臨時職員の給与等。  
人夫の賃金等。

「報酬  
賃金」  
非常勤職員、臨時的任  
用職員及び会計年度任  
用職員の給与等。

「報酬  
賃金」  
を削る。 同表「地域振興事業会計勘定科目表」の「費用」の表中

「報酬  
賃金」  
に改め、同表「地域振興事業会計勘定科目表」の「建設準備勘定整理科  
目」の表中

「報酬  
賃金」  
を削る。 同表「地域振興事業  
会計勘定科目表」の「建設仮勘定整理科目」の表中

「報酬  
賃金」  
を削る。 同表「地域振興事業  
会計勘定科目表」の「建設仮勘定整理科目」の表中

「報酬  
賃金」  
を削る。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

### 山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県公営企業管理者 佐 野 宏

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（総括課長補佐の個別的専決事項）

第六条の二 総括課長補佐の個別的専決事項は、別表第四の二のとおりとする。

別表第一第五号中「非常勤嘱託」を「非常勤職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。以下同じ。）のうち、定型的な業務に従事し、任期が二月以内であるもの又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。）」に改める。

別表第三の二中第五号及び第六号を削る。

別表第四第二号を次のように改める。

二 会計年度任用職員（定型的な業務に従事し、任期が二月以内であるもの又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるもの（事業所において任用する場合を除く。））に関する事。

別表第四第三号の二中「及び子ども手当」を削り、同表の次に次の一表を加える。

### 別表第四の二（第六条の二関係）

総務課総括課長補佐の個別的専決事項

- 一局本庁の職員（各課に所属する職員に限る。）及び事業所職員の扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定に関する事。
- 一局本庁の職員（各課に所属する職員に限る。）及び事業所職員の児童手当の認定に関する事。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第四号**

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県公営企業管理者 佐野 宏

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第五号及び第五号の二を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第九号中「二月以内の期間の臨時的任用」を「事業所において任用する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、定型的な業務に従事し、任期が二月以内であるもの又は一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものの任用」に改め、同条を同条第八号とし、同条第十号を第九号とし、第十一号から二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の二中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第五条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げる。

**附則**

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

**選挙管理委員会**

**山梨県選挙管理委員会告示第十七号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

令和二年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさる

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届  
政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県造園建設業支部	依田 忠	河野 嘉孝	甲斐市篠原二四五六一四	令和二年一月一日	令和二年二月二十日

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
広俊会	佐藤 実	落合 広行	笛吹市境川町石橋一―九五八一―一	令和二年二月十八日	令和二年二月二十日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	山梨県税理士政治連盟	深沢 邦秀	砂田 俊二		令和元年六月十四日	令和二年二月十二日
新	自由民主党丹波山村支部	砂田 俊二	塩島 好文		令和二年二月七日	令和二年二月十二日
旧	自由民主党下部支部		青柳 安江		令和二年一月三十一日	令和二年二月十日
新	自由民主党下部支部	深澤 忍	守屋 保志		令和二年一月三十一日	令和二年二月十日
旧	自由民主党大月市支部	天野 祐治	草間 天	大月市大月町真木二二三六	令和二年一月三十一日	令和二年二月十日
新	自由民主党大月市支部	棚本 邦由	深澤 忍	大月市七保町奈良子二七四	令和二年一月三十一日	令和二年二月十日

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
	地域のみなさんと共に歩む中庸会		黒川たけお後援会		小沢えいいち後援会		渡辺英子後援会		山梨県歯科医師連盟		萩原剛後援会		亨友会		自由民主党山梨県電気通信支部	
嶋崎義人				今福博司	小田切優			諸角三千夫	一瀬明	佐藤安孝	藤田邦芳	野口忠蔵	輿石詔三			
				小沢修一	志村正道	小尾秀仁	竹田英雄	鶴田好幸	小池和人					渡辺秀樹	三枝良則	
北都留郡丹波山村二五〇〇	甲斐市宇津谷四五七八	甲斐市宇津谷三九六	甲州市塩山下於曾一六一三	甲州市塩山下小田原五八八一												
	令和二年二月二十五日		令和二年二月十日	令和元年九月一日				令和元年七月一日		令和二年二月十七日			令和元年十月二十三日		令和二年二月七日	
	令和二年二月二十五日		令和二年二月二十五日	令和二年二月二十五日			令和二年二月二十日	令和二年二月十九日		令和二年二月十七日			令和二年二月十七日		令和二年二月十三日	

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	
横山洋介と輝く未来をつくる会	Innovation	やまなしを前へ、10,000人委員会		山梨県社会保険労務士政治連盟		自由民主党身延支部		誠邦会		自由民主党上野原支部		山田七穂後援会		自由民主党丹波山村支部	
船木昭和															
今村光芳	中島孝二			加藤正貴	小林和美	穂坂英勝	河井淳	向井忠男	水上茂	東山茂	内田倫弘	小澤研二	山田真理		
		甲府市丸の内二―一四―一三ダイタビル五階		甲府市丸の内二―一四―一三ダイタビル六階										北都留郡丹波山村七八一	
令和二年一月十八日		令和二年三月一日		令和元年五月二十四日		令和二年二月二十八日		令和二年二月十四日		令和二年二月二十五日		令和元年六月二十三日		令和二年二月二十日	
令和二年三月十一日		令和二年三月十日		令和二年三月九日		令和二年三月三日		令和二年二月二十八日		令和二年二月二十八日		令和二年二月二十七日		令和二年二月二十六日	

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
康友会	大森義晴	天野泰人	南都留郡忍野村内野三八五	令和元年十一月三十日	令和二年二月十四日
松の会	前島茂松	前島茂松	笛吹市八代町北九五七	令和元年十二月三十一日	令和二年二月十八日
自由民主党山梨県甲州市第二支部	鈴木幹夫	廣瀬明弘	甲州市塩山下塩後六二七	令和二年二月十九日	令和二年二月二十五日
望月將名後援会	若林勝信	望月和子	南巨摩郡南部町本郷一〇二四一	令和元年十二月三十一日	令和二年二月二十七日
邦鈴会	大柴邦彦	向井忠男	北杜市明野町小笠原三三三四	令和二年二月十四日	令和二年二月二十八日
小佐野雄一後援会	天野朶一	田辺軍治	都留市田野倉一四二七	令和元年十二月三十一日	令和二年三月五日
古見金弥後援会	古見昭弘	増田和吉	大月市七保町下和田八四四	令和元年七月二十八日	令和二年三月五日
清友会	利根川慶一	利根川喜美男	北杜市高根町清里三五四五―四三二	令和二年二月一日	令和二年三月五日
横内正明を支援する誠山会	大久保幹雄	志村一馬	甲府市丸の内二―一四―一三ダイタビル六階	令和二年三月四日	令和二年三月六日
武川勉後援会	高保建樹	志村正敏	富士吉田市下吉田東二―一八―一七	令和元年十二月二十七日	令和二年三月十日
武朋会	高保建樹	渡辺正二	富士吉田市下吉田東二―一八―一七	令和元年十二月二十七日	令和二年三月十日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届



政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
大柴邦彦	県議会議員	邦鈴会	北杜市明野町小笠原三三二四	大柴邦彦	令和二年二月十四日	令和二年二月二十八日

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	鈴木幹夫	市長	幹栄会			令和二年二月十日	令和二年三月十一日
旧		県議会議員					

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一三、八五〇

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算し

て得た数）は、次のとおりである。

令和二年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一八二、〇八一

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名

西八代郡・南巨摩郡

中巨摩郡

南都留郡

三分の一の数

一四、八四三

五、三〇三

一一、八六二

- 甲府市 五一、八九四  
 富士吉田市 一三、六八六  
 都留市・西桂町 九、七一四  
 山梨市 九、八一七  
 大月市 七、〇五四  
 韮崎市 八、二六三  
 南アルプス市 一九、六七四  
 北杜市 一三、四九五  
 甲斐市 二〇、六〇三  
 笛吹市 一九、三三二  
 上野原市・北都留郡 七、一〇九  
 甲州市 八、九四八  
 中央市 八、二三六

**山梨県選挙管理委員会告示第二十一号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を解除した旨の報告があった。

令和二年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

名称	所在地
富士川町民体育館	山梨県南巨摩郡富士川町小林一七七八番地
富士川町ますほ北児童センター	山梨県南巨摩郡富士川町小林一九五二番地八

**山梨県選挙管理委員会告示第二十二号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。

令和二年三月三十日

山梨県選挙管理委員会  
 委員長 中 込 まさゑ

名称	所在地	指定選挙管理委員会
富士川町児童センター	山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺五五五番地	富士川町選挙管理委員会

**山梨県選挙管理委員会告示第二十三号**

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

令和二年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年2月9日執行 山梨県議会議員補欠選挙(甲州市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,132,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桐原 正仁	所属党派	無所属	令和元年12月31日から 令和2年2月19日まで	第1回分
出納責任者氏名	石垣 幸俊			期間	

収入	支出	(円)
主たる寄附	人件費	480,000
氏名(団体名)	家屋費	88,700
桐原 勝昭	選挙事務所費	88,700
桐原 健一	集合会場費	0
保坂 里織	通信費	123,430
米山 英樹	交通費	33,703
前田 裕子	印刷費	1,031,328
岡 裕子	広告費	531,652
	文具費	53,087
	食糧費	232,390
	宿泊費	0
	雑費	337,789

その他の寄附	0	今回計	2,912,079
その他の収入	1,500,000	前回計	0
今回計	2,110,000	今回計	2,912,079
前回計	0	前回計	0
総計	2,110,000	総計	2,912,079

支出のうち公費負担相当額	項	目	金額
	ビラの作成		120,180 円
	ポスターの作成		844,758 円
	計		964,918 円

報告書受理年月日	令和2年2月21日	第1回	報告分
----------	-----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年2月9日執行 山梨県議会議員補欠選挙(甲州市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,132,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	桐原 正仁	所属党派	無所属	令和2年2月20日から 令和2年3月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	石垣 幸俊			期間	

収入	支出	(円)
主たる寄附	人件費	0
氏名(団体名)	家屋費	0
	選挙事務所費	0
	集合会場費	0
	通信費	0
	交通費	0
	印刷費	0
	広告費	0
	文具費	0
	食糧費	0
	宿泊費	0
	雑費	10,136

その他の寄附	0	今回計	10,136
その他の収入	0	前回計	2,912,079
今回計	0	今回計	2,912,079
前回計	2,110,000	前回計	2,912,079
総計	2,110,000	総計	2,922,215

支出のうち公費負担相当額	項	目	金額
	ビラの作成		0 円
	ポスターの作成		0 円
	計		0 円

報告書受理年月日	令和2年3月5日	第2回	報告分
----------	----------	-----	-----

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和2年2月9日執行 山梨県議会議員補欠選挙(甲州市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 6,132,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	黒川 武雄	所属党派	無所属	令和2年1月19日から 令和2年2月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	萩原 信輔		期間		

収入 (円)

主たる寄附	氏名(団体名)	職	寄附額(円)	支出
	小林 長俊	会社役員	10,000	人件費 475,000
	山田 正允	会社役員	10,000	家賃費 130,000
	宿沢 正田則	農業	10,000	選挙事務所費 130,000
	三枝 哲也	会社役員	30,000	集会会場費 0
		会社役員	10,000	通信費 0
				交通費 0
				印刷費 913,360
				広告費 219,744
				文具費 1,274
				食糧費 179,035
				宿泊費 0
				雑費 41,768

その他の寄附	17件	77,000	今回計	1,960,181
その他の収入		1,200,000	前回計	0
今回計		1,347,000	今回計	1,960,181
前回計		0	前回計	0
総計		1,347,000	総計	1,960,181

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	ビラの作成	120,160 円
	ポスターの作成	793,200 円
	計	913,360 円
報告書受理年月日	令和2年2月23日	第1回 報告分

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第二号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

山梨県公安委員会

委員長 石川 恵

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表に次のように加える。

八十八 一般国道  
一三八号

山梨県富士吉田市上吉田七丁目六六九番一先から山梨県南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇七番一先まで

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番